

夜間学級 中学教科書配られず

横浜市教委 違法指摘され対応

教科書の申請を文部科学省に行った。

市教委によると、市立中学校の夜間学級は1950年に開級。現在は市内に5校5学級あり、計27人（9日現在）が在学している。

入学の条件は①中学校課程を卒業していない②中学校卒業の年齢を超えている③市内に在勤もしくは在住している—の3点。

2009年度の卒業生が在学していた3月時点では、37人中30人が10代、また外国籍の生徒が37人中34人とほとんどを占めた。

（遠藤 綾乃）

横浜市教育委員会が、市立中学校の夜間学級の生徒に対して教科書を配布していなかったことが分かった。法律では、義務教育の教科書は無償で配布するものとされており、これに違反していたことになる。市会での指摘を受け、市教委は19日までに配布を開始した。

「義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律」で「教科用図書の無償」が、「無償措置に関する法律」では「国が教科用図書を購入し、学校の設置者に無償で給付する」ことが定められている。

市教委は教科書を配布していなかった理由について「外国籍の生徒が多く、日

本語の習得に大きければらつきがあるため、一人一人に合った教材を作成していた」と説明した。しかし、教育常任委員会委員の公明党・加納重雄氏は「法律違反に当たる上、生徒の学習の機会を市教委が制限することにもつながる」などと指摘。市教委はこれを受け、夜間学級の生徒に配布する